

杉並区立桃井第二小学校 学校いじめ防止基本方針

R8.6 改訂

令和 8 年 6 月改訂の主な要点

- ① デジタル機器についての追記
- ② 関係児童の保護者への対応のポイントについて追記
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」の周知時期、方法について追記
- ④ 警察への相談・通報をあらかじめ保護者等に周知することを追記
- ⑤ CEDAR への報告の基準について追記

1 杉並区立桃井第二小学校いじめ防止基本方針の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、児童の尊厳を保持する目的のもと、杉並区及び杉並区教育委員会、家庭、地域社会、その他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

2 いじめについての理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、相手の行為により被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童・生徒が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（デジタル機器やインターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

【いじめ防止対策推進法】

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（デジタル機器やインターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童・生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童・生徒が心身の苦情を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為によりその心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。

3 いじめ防止に向けた学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうるという認識の下、杉並区及び杉並区教育委員会、家庭、地域社会、その他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

（1）いじめを許さない学校をつくる

いじめが児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえ、全ての児童が安心して学習に取り組むことができるよう、いじめを許さないという教員としての意識向上を図るとともに、学校がいじめ問題に組織的に対応できる校内体制を整備する。

（2）いじめられた児童を守る

学校は、いじめられたじどうからの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、家庭、地域社会、その他の関係機関が連携し、いじめられた児童を組織的に守る取組を徹底する。

（3）児童の主体的な行動を促す

児童がいじめに関する理解を深め、いじめをしない、いじめを放置しないなど、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

（4）家庭・地域・関係機関と連携した取組を推進する

学校は、いじめが複雑化・多様化する中、いじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、杉並区及び杉並区教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、地域・社会全体でいじめ問題の解決に向けて取り組むことを推進する。いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に周知する。また、学校は、いじめを発見した後は、速やかに学校問題対応支援係（CEDAR）に相談し、連携を図る。

保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対して規範意識を養うための指導などに努めるとともに、当該児童をいじめから保護する必要がある。また、保護者

や地域住民は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

4 学校におけるいじめ防止等の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

本基本方針及び国・東京都の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める（法第13条）。

自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

なお、学校いじめ防止基本方針については、学校運営協議会において確認するとともに、HP等で内容を、また、保護者、地域住民、関係機関等に対して、周知する。（年度初めの保護者会で保護者に伝えとともに、いじめ防止的な早期対応に関することについて協力を求める。）

【いじめ防止対策推進法】

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 組織等の設置

①いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教務主幹、生活指導主任、各学年1名、養護教諭及びスクールカウンセラー等で構成する「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

【いじめ防止対策推進法】

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

②重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、杉並区及び杉並区教育委員会と連携し、速やかに、学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(3) 学校における具体的な取組

学校は、保護者、地域及び関係機関と連携して「未然防止」「早期発見・事案対応」「早期対応」「記録の作成・保存」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な取組を行う。

① 未然防止

- ・児童がいじめは絶対に許されないことを自覚するように促し、いじめを許さない学校づくりを進める。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・道徳教育や人権教育、「いのちの教育」「生き方を学ぶ教育活動」の充実、読書活動・体験

活動などの推進等による、いじめをしない能力・態度を育成するとともに、人権や生命の大切さ、一人一人がかけがえのない存在であることを指導する。

- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施し、いじめは絶対に許されない行為であることなど、子どもたちにいじめについての正しい理解を促すとともに、いじめの防止等のために必要な資質・能力の育成を図る。

- ・年3回以上の校内研修を実施、教職員の資質・能力の向上を図る。

- ・縦割り班活動やひまわり学級との交流及び共同学習を充実させ、子供同士のかかわる力を育成する。

- ・児童がいじめ防止について主体的に考え、児童が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を学校全体で推進する。

- ・校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質の向上を図る。

- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、情報モラル教育の充実を図る。

- ・家庭との情報交換や教育相談、学校通信などを通じた家庭との連携協力を強化する。

- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質・能力の向上を図る。

② 早期発見・事案対処

- ・本いじめ防止基本方針及び「いじめ対応マニュアル」を活用し、いじめの早期発見・事案対処を行い、完全解決に向けて、組織的に保護者や地域、関係機関と連携した取組を進める。

- ・東京都「ふれあい月間」等に合わせた年3回以上のいじめアンケートの実施（内1回は、保護者とともに記入）、スクールカウンセラーを活用した児童への個別面談の実施等を通して、いじめの実態を的確に把握するとともに、児童の発するいじめに関するサイン等の観察に努め、児童がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。

- ・全区立学校で教育相談コーディネーターを指名し、保護者や地域、関係機関との連携やSCとの相談・面談等の調整を図るなど、校内における組織的な教育相談機能をより充実させる。

- ・教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、いじめに関する情報を全教職員で共有化し、学校一丸となり組織的に対応するとともに、保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

- ・保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。

③ 早期対応

- ・重大事態が発生した場合には事実関係を明確にするため、杉並区いじめ問題対策委員会の調査等に協力する。

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導する。

- ・いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる取組や、いじめを撲滅するための取組を行う。

- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。

- ・保護者面談や保護者会の開催など、保護者と情報を共有する。

- ・関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。

④ 記録の作成・保存

被害児童・生徒 への継続的な支援や、対応の事後的な検証のため、学校いじめ対策委員会を開催した際には会議録を作成するとともに、実施した調査（アンケート・聞き取り）や対応し

た内容についても記録を作成する。

いじめに係る会議録、調査結果等の記録については、全ての教職員が確認できる方法で保管し、いじめに係る児童・生徒が卒業、転学、退学等をしてから5年間が経過するまでは適切に保存する。

5 いじめ重大事態への対処

(1) いじめの重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心 身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童・生徒の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

- (ア) 事実関係が確定していなくても、重大事態に該当する対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。

(イ) 被害児童・生徒やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査の目的

重大事態の調査は、重大事態に至った経緯や背景事情を含めたいじめの事実関係を明らかにすることにより、その重大事態への対処や、同種の事態が再び発生するのを防止することを目的として行う。民事・刑事上の責任追及や、その他の争訟などへの対応を直接の目的としているものではない。

なお、被害児童・生徒や保護者が調査を望まない場合でも、学校や教育委員会は、可能な限り自らの対応を振り返って検証し、再発防止に努めることが必要である。そのような場合には、被害児童・生徒と保護者の意向にも配慮しながら、調査方法を工夫して調査を進める。

(3) 重大事態が発生した場合の学校と教育委員会の対応

ア 重大事態発生時の報告

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに済美教育センター教育 CEDAR に一報を入れた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出する。教育委員会は、学校から提出を受けた報告書を速やかに区長に提出して報告するとともに、杉並区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、東京都教育委員会及び国へ「いじめ重大事態の発生に関する報告について」を提出する。

イ 資料の収集・整理

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、学校が定期的に行っているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 調査の実施

いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、「杉並区いじめ問題対策委員会」に対して速やかに調査を依頼し、「杉並区いじめ問題対策委員会」が調査を行う。学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

【いじめ防止対策推進法】

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

エ 調査結果等の報告と提供

調査結果については、以下の順序で調査結果については、以下の順序で対応を行う。

(ア) 被害児童・生徒やその保護者への情報提供

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、被害児童・生徒やその保護者に説明する。

【いじめ防止対策推進法】

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を学校の設置者又はその設置する学校は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(イ) 区長等への報告 区長等への報告

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、文書をもって、教育委員会教育長に調査結果を報告する。当該文書を受理した教育長は、この文書等により教育委員会の調査結果を報告する。当該文書を受理した教育長は、この文書等により教育委員会定例会等において調査結果を報告するとともに、当該文書を写しとして添付した文書を区長に提出する。

【いじめ防止対策推進法】

第30条第1項 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。該地方公共団体の長に報告しなければならない。

(ウ) 調査結果の公表

当該の学校やその関係者だけでなく、社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにするとともに、社会全体でいじめ防止対策について考える契機とするため、個人情報の観点から留意しつつ調査結果を公表する。

オ 調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた対応

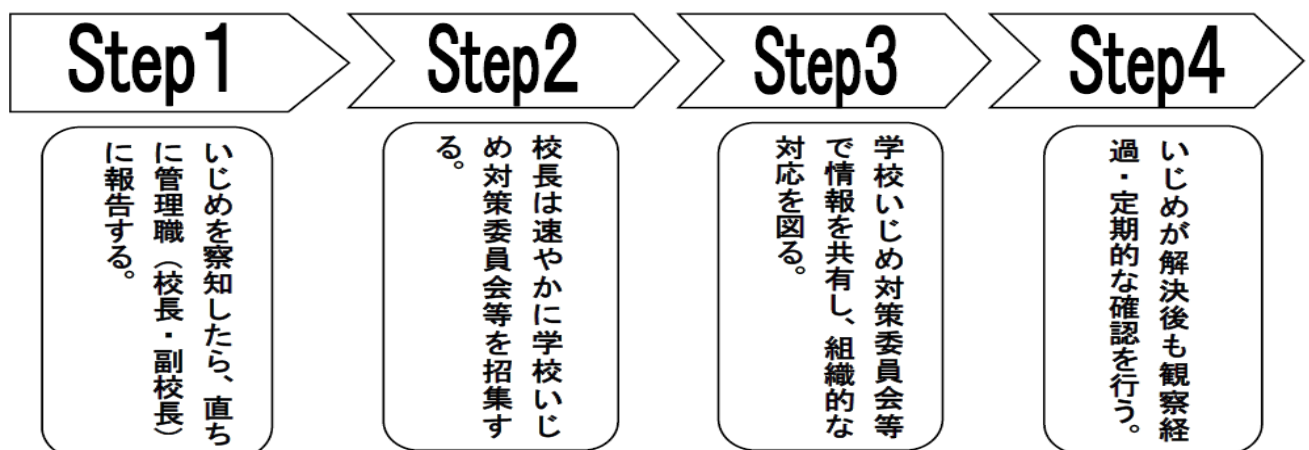
学校と教育委員会は、調査の結果をふまえて、被害児童・生徒への支援や加害生徒への支援や加害児童・生徒への指導などの対応を行う。また、それまでの対応について検証し、再発防止策を検討する再発防止策を検討する。

いじめ未然防止に向けた取組の年間指導計画

	主 な 取 組	具 体 的 な 活 動 内 容
4 月	○児童観察・児童理解 ○学級づくり ○保護者会 ○特別支援教育研修会 ○いじめ対策委員会	・引継ぎ事項の確認 ・学級経営・指導方針・指導方法の決定 ・学校及び学級の指導方針の説明 ・教職員の特別支援教育への理解を深める研修 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
5 月	○個別懇談(保護者面談) ○校内委員会 ○児童理解研修会 ○いじめ対策委員会	・保護者の気になることや悩みの相談 ・配慮児童に対する共通理解、指導方針等の共通理解 ・スクールカウンセラーを活用した組織的な対応の共通理解 ・学級での友達関係や意識の調査 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
6 月	○ふれあい月間 ○いのちの教育 ○教育支援チーム訪問 ○校内委員会 ○いじめ対策委員会	・児童へのアンケート調査の実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり、親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・配慮児童に対する共通理解、指導方針の検討・確認 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。

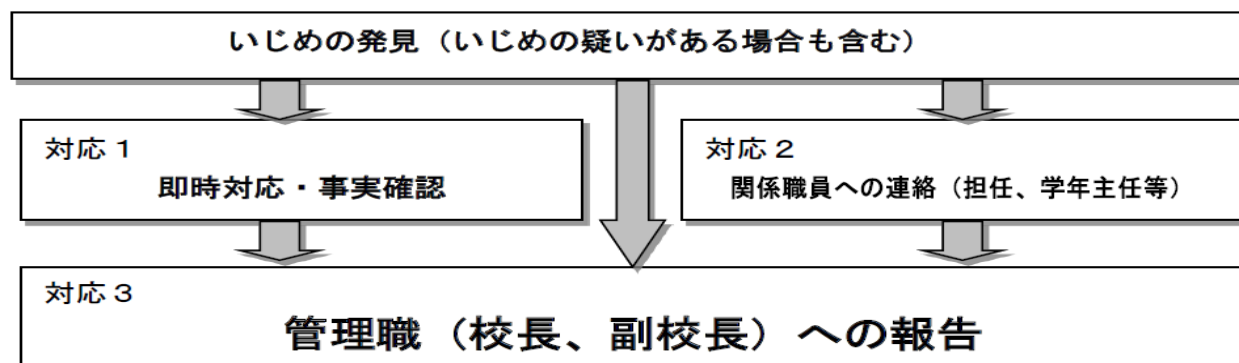
7月	○SCによる児童面接(5年) ○いじめ対策委員会	・保護者からの児童の実態把握・指導の連携 ・スクールカウンセラーの全児童面談による実態把握 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
8月	○研修会 ○いじめ対策委員会	・いじめ問題の理解と対策について事例に基づいた研修 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
9月	○校内委員会 ○いじめ対策委員会	・夏休みの児童の様子を把握・夏休み後の児童観察(行動変化等) ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
10月	○いじめ対策委員会	・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
11月	○ふれあい月間 ○いじめ対策委員会	・児童アンケート調査の実施(学級での友達関係や意識の調査を保護者とともに実施) ・いじめ防止教材、人権教育ビデオ教材を活用した授業を実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり、親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・担任の個人面談による実態把握・指導 ・保護者の気になることや悩みの調査 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
12月	○学校評価 ○いじめ対策委員会	・学級での友達関係や意識の調査 ・担任による学級の児童の分析・指導方針の見直し ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
1月	○冬休みの生活調査 ○いじめ対策委員会	・冬休みの児童の様子を把握・冬休み後の児童観察(行動変化等) ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
2月	○ふれあい月間 ○いじめ対策委員会	・児童へのアンケート調査の実施 ・道徳「生命の尊重・思いやり、親切・信頼友情・個性の伸長・公正・公平」等をテーマとした授業を実施 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。
3月	○校内委員会 ○いじめ対策委員会	・配慮児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 ・1年間の反省と今後の課題 ・引き継ぎ事項の徹底 ・いじめの未然防止、対応の進捗状況及び解決後の経過観察について情報を共有する。

組織的ないじめ対応の流れ



Step1 いじめを察知したら、直ちに管理職(校長・副校長)に報告する

いじめ(いじめの疑いがある場合も含む)を発見したら、その状況を直ちに管理職(校長・副校長)に報告する。



Step 2 校長による学校いじめ対策委員会等の開催

校長は、いじめの発見後、速やかに学校いじめ防止基本方針に基づいて設置した学校いじめ対策委員会を開催する。メンバーは、スクールカウンセラー(SC)及びスクールソーシャルワーカー(SSW)等、いじめの実態に応じて必要な人選を行う等、状況に応じて柔軟な対応を図る。

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SC等

※必要に応じてSSWや、弁護士、警察官経験者(スクールサポーター)、子ども家庭支援センター職員等も加える。

Step 3 学校いじめ対策委員会等で情報を共有し、組織的な対応を図る

いじめの事実に基づいて、どのように解決していくのかを協議し、対応方針等を立てる。その際、全教職員によって共通理解を図り、組織的に問題解決を図る。

ア 情報の収集、整理

- ・いじめの態様、いじめを受けている児童、いじめを行った児童、傍観したり周囲にいたりした児童の状況等の情報を速やかに収集し整理

イ 対応方針

- ・緊急性の確認
- ・事案検討、解消に向けた具体的な計画作成
- ・事情聴取、対応の際の留意点確認

ウ 役割分担

- ・いじめを受けた児童からの聞き取り調査と支援担当
- ・いじめを行った児童からの聞き取り調査と指導担当
- ・傍観したり周囲にいたりした児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

- ・済美教育センターへの報告
- ・関係諸機関(荻窪警察署、児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関等)へ連絡

Step 4 いじめが解決後も観察経過・定期的な確認を行う

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも継続的にいじめを受けた児童、いじめを行った児童を観察していく必要がある。

ア 観察経過

- ・いじめが解決した後、いじめを受けている児童、いじめを行った児童の人間関係を継続（少なくとも３カ月程度）して観察を続ける。

イ 定期的な確認

- ・スクールカウンセラーを活用した、いじめを受けた児童への配慮・支援
- ・学校いじめ対策委員会等を活用した、いじめを受けた児童の情報共有等